

12. 教 育

「特別支援教育」の意味するもの

「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の特別な教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

特別支援学校や特別支援学級のみならず、小・中学校等の通常の学級に在籍する発達障害等のある児童生徒を含めて、障害により特別な教育的ニーズのあるすべての幼児児童生徒に対して実施されるものです。

1. 県の特別支援教育体制の整備

(1) 特別支援教育総合推進事業の実施（発達障害等総合サポート事業と連携）

年1回、学識経験者、医師、県の福祉及び労働部局の関係職員、国の労働局職員、市町村教育委員会指導主事、発達障害者親の会等のメンバーで構成し、乳幼児期からの教育相談体制整備、学齢期の支援のあり方、各機関等の連携のあり方、巡回相談の実施等について検討します。

(2) 相談支援体制の整備

小・中学校等において相談が必要な場合は、近隣の特別支援学校や専門家のいる小・中学校等に直接依頼をしてもらいます。内容により専門機関等と連携し対応を行います。

2. 小・中学校等における支援体制整備

現在、小・中学校等に特別な支援を必要とする幼児児童生徒を支援する校内委員会が設置されており、特別支援教育コーディネーターの指名の下、特別支援教育を推進しています。

各学校では、校内委員会が中心となり、発達障害を含めた障害のある幼児児童生徒について、よりの確な実態把握を行い、支援の充実を図っています。

3. 特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校は、地域の特別支援教育の体制を整備していく上で、中核的な役割を担うことが期待されています。地域の特別支援教育に係るセンター的機能を発揮し、地域の小・中学校等の支援に努めています。地域の小・中学校等の教員への研修支援や、特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒の保護者に対しての相談支援等を提供しています。

①教育相談

1 教育委員会

障害のある幼児児童生徒の就学に関する相談、入学のための諸手続きを行います。教育委員会では、教育について、あらゆる相談に応じています。

2 児童・障害者相談センター（児童相談所）及び県立教育センター

障害のある幼児児童生徒の養育や教育など、あらゆる相談に応じています。

児童・障害者相談センター（児童相談所）：（所在地等は【資料編】5，6参照）

県立教育センター：新潟市西区曾和100-1（☎025-263-9030）

3 特別支援学校

障害のある幼児児童生徒の養育や支援、就学に関する相談、相談機関の仲介等に応じています。

②就学支援・相談

○利用できる人

発達の違いや障害のある幼児児童生徒の保護者及び本人

○内容

発達の違いや障害のある幼児児童生徒の就学について相談に応じます。

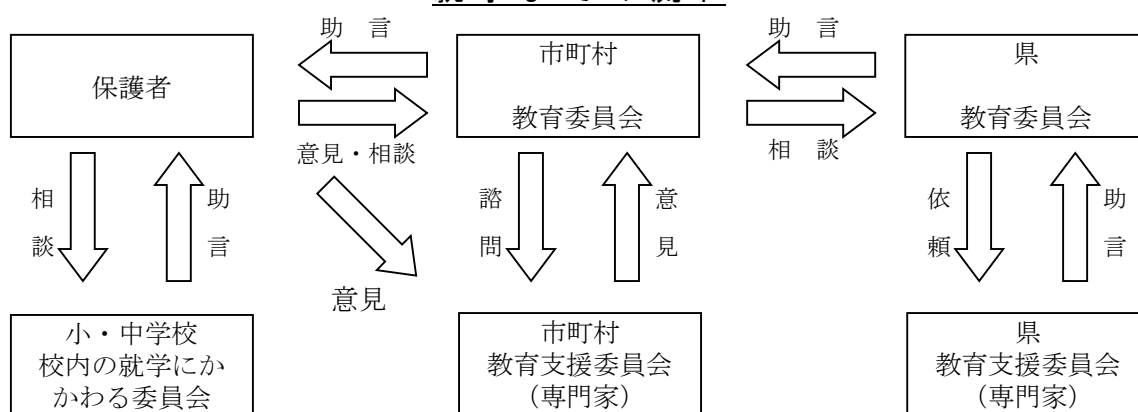
○窓口

市町村教育委員会

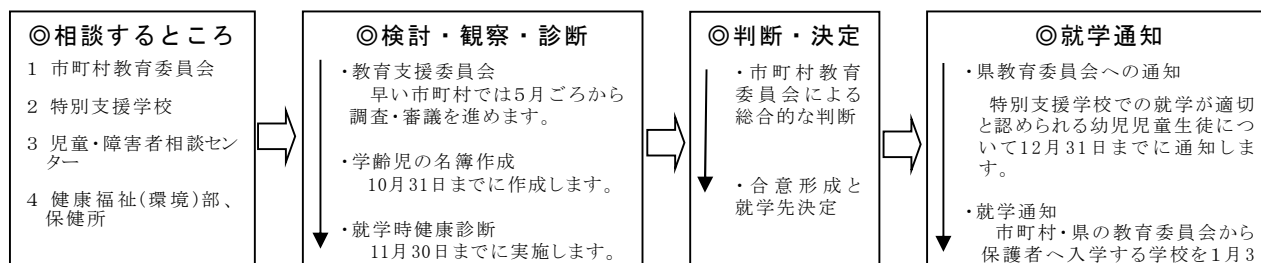
教育支援委員会等

発達の違いや障害のある幼児児童生徒の適切な就学を推進するため、県及び市町村の教育委員会には教育支援委員会が設けられています。（市町村によって名称は異なります。）

就学までの流れ



入学校決定までの流れ



③障害のある幼児児童生徒のための教育の場

障害の種類、程度などに応じ、次のような教育の場が設けられています。

特別支援学校

学校教育法施行令第22条の3に規定された障害のある子どもを対象とする学校です。

○視覚障害特別支援学校

・入学対象となる人

両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの

(【資料編】17を参照)

○聴覚障害特別支援学校

・入学対象となる人

両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
(【資料編】17を参照)

○知的障害特別支援学校

・入学対象となる人

- 1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
- 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
(【資料編】17を参照)

○肢体不自由特別支援学校

・入学対象となる人

- 1 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの
- 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
(【資料編】17を参照)

○病弱特別支援学校

・入学対象となる人

- 1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの
- 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの
(【資料編】17を参照)

特別支援学級

障害の種別ごとに少人数学級で、障害のある幼児児童生徒一人一人に応じた教育を行います。小学校・中学校に教育上特別な支援を必要とする児童生徒を対象として設置する学級です。

通級による指導

通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を週1～8単位時間特別な指導の場で行います。(小学校・中学校・高等学校)

※ 高等学校における通級による指導

県立高等学校では、現在県立長岡明德高等学校、県立荒川高等学校、県立高田南城高等学校で実施しており、ソーシャルスキルや自己理解等の内容を中心に指導しています。

④特別支援教育就学奨励費の支給

○利用できる人

小中学校の特別支援学級、又は特別支援学校に在籍する幼児児童生徒、通級指導教室を利用する児童生徒及び小・中学校へ就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒

○内容

就学に伴う次表の経費を保護者の経済力負担能力に応じてその全額又は一部を支給します。

○窓口

小・中学校及び特別支援学校

[参考：2025年度版]

表中のⅠ、Ⅱ、Ⅲは保護者の経済的負担能力による区分

区 分	特別支援学校						特別支援学級・通常の学級(令22条の3)				
	幼稚園	小学部	中学部	高等部		小学校		中学校			
				本・別	専	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ		
										Ⅲ	Ⅲ
教科用図書購入費	—	—	—	実費	実費	—	—	—	—		
学校給食費	3段階	3段階	3段階	3段階	3段階	1/2	—	1/2	—		
交 通 費	通学費	本人	実費	実費	実費	実費	3段階	10/10	1/2	10/10	1/2
		付添人	実費	実費(1~3年) 実費(4~6年)(肢重)	実費 (肢重)	実費 (肢重)	3段階 (肢重)	—	—	—	—
	帰省費	本人	実費 (39回まで)	実費 (39回まで)	実費 (39回まで)	実費 (39回まで)	3段階 (39回まで)	—	—	—	—
		付添人	実費 (39回まで)	実費 (39回まで)	実費 (39回まで)	実費(肢重) (39回まで)	3段階(肢重) (39回まで)	—	—	—	—
	職場実習費	—	—	2段階	2段階	3段階	—	—	10/10	1/2	
	交流及び学習費	2段階	2段階	2段階	2段階	—	10/10	1/2	10/10	1/2	
寄に 宿舎 経 居 住 費	寝具購入費	3段階	3段階	3段階	3段階	—	—	—	—	—	
	日用費等購入費	3段階	3段階	3段階	3段階	3段階	—	—	—	—	
	食費	3段階	3段階	3段階	3段階	3段階	—	—	—	—	
修 学 旅 行 費	修学 旅行費	本人	—	3段階	3段階	3段階	—	1/2	—	1/2	—
		付添人	—	3段階 (肢重)	3段階 (肢重)	3段階 (肢重)	—	—	—	—	—
	校外 活動 参加 費	本人	3段階	3段階	3段階	3段階	—	1/2	—	1/2	—
		付添人	3段階	3段階(1~3年) 3段階(4~6年)(肢重)	3段階 (肢重)	3段階 (肢重)	—	—	—	—	—
	職場実習宿泊費	—	—	—	3段階	3段階	—	—	—	—	
学 用 品 購 入 費	学用品・通学用品購入費	3段階	3段階	3段階	3段階 (ICT実費 50,930円限度)	—	1/2	—	1/2	—	
	新入学児童生徒学用品・ 通学用品購入費	—	3段階	3段階	3段階	—	1/2	—	1/2	—	
	拡大教材費(学用品・通学 用品購入費加算分)	—	3段階 1冊10,500円限度	3段階 1冊10,500円限度	—	—	ⅠⅡ1/2 Ⅲ支給なし 1冊5,250円限度	ⅠⅡ1/2 Ⅲ支給なし 1冊5,250円限度	—	—	
	音声教材費(学用品・通学 用品購入費加算分)	—	—	—	3段階	—	* 体育実技用品費(学用品・通学用品購入費加算分)あり				
	ICT機器購入費(学用品・ 通学用品購入費加算分)	—	—	—	実費	—	ⅠⅡ1/2Ⅲ支給なし				
オンライン学習通信費	—	Ⅰ10/10 ⅡⅢ支給なし	Ⅰ10/10 ⅡⅢ支給なし	Ⅰ10/10 ⅡⅢ支給なし	Ⅰ10/10 ⅡⅢ支給なし	Ⅰ1/2 ⅡⅢ支給なし	Ⅰ1/2 ⅡⅢ支給なし				

- (注) 1 3段階とは「Ⅰ実費 Ⅱ実費の1/2 Ⅲ支給なし」2段階とは「Ⅰ実費 Ⅱ実費 Ⅲ実費の1/2」を表す。
- 2 小学部4年から高等部に係る通学費付添人経費、高等部の帰省費付添人経費、小学部から高等部に係る修学旅行費付添人経費および小学部4年から高等部に係る校外活動等参加費付添人経費の範囲は、肢体不自由児及びその他の重度・重複障害児の付添人に係る経費とする。
- 3 拡大教材費は、「拡大教材のページ数(表紙を除く)×1ページあたり単価(限度額42円)」により算定する。
- 4 音声教材費は、1科目あたり単価(限度額19,170円)により算定する。
- 5 拡大教材費、音声教材費以外にも限度額が設定されているものがある。
- 6 **通級指導教室に通う児童生徒については、交通費のみを通学費として補助の対象とすることができる。**
- 7 表中「令22条の3」は学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒である。